| 機能ID | 機能名称 | | | 機能の定義 | 実装区分 | | 適合基準日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大分類 | 中分類 | 機能名称 | | 指定都市 | 一般市区町村 | |
| 0060294 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 投票人名簿抄本（登録時点） | 名簿番号の付番順のうち住所順について、方書、マンション等の号・棟・部屋番号までを含む順序（文字部分は文字コード順、数字部分は並び可能とするため桁数の統一を行った順序）での選択が可能なこと。 | ○ | ○ | ― |
| 0060295 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 投票人名簿抄本（登録時点） | 名簿抄本は、ソート条件（投票区順、行政区順、住所順、世帯番号順、世帯主カナ氏名の五十音順、世帯員カナ氏名の五十音順、世帯員生年月日順、続柄順、世帯員の並び順（住民票記載順位））について任意の設定ができること。 | ○ | ○ | ― |
| 0060215 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 投票人名簿抄本（登録時点） | 改ページについて任意の設定（投票区、行政区、別表第一の機能ID0060250の項にて設定した任意地域）ができること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060216 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 投票人名簿抄本（登録時点） | 印刷タテヨコについて任意の設定ができること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060217 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 投票人名簿抄本（登録時点） | 指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。 | ◎ | × | 令和8年4月1日 |
| 0060218 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 閲覧用抄本データ作成 | 閲覧用のデータの範囲（投票区・行政区・町丁目）を指定して、電子データの抽出ができること。<br>閲覧用の抄本は、支援措置対象者は非表示、行詰め、行番号抜け無しとすること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060219 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 閲覧用抄本データ作成 | 指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。 | ◎ | × | 令和8年4月1日 |
| 0060220 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 各種通知の出力 | 登録抹消等事由該当者のうち、当該市区町村の投票人名簿に登録されてない者を抽出し、転出元市区町村に対する通知書を作成できること。<br>・抹消者通知 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060221 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.5. 国民投票名簿抄本作成 | 各種通知の出力 | 指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区ごとに出力できること。 | ◎ | × | 令和8年4月1日 |
| 0060222 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 投票人を対象に、投票所入場券及びデータの作成が行えること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060223 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 様式は、封書世帯形式及びはがき個人票（圧着有）形式を選択できること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060280 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 様式は、はがき個人票（圧着無）形式を選択できること。 | ○ | ○ | ― |
| 0060281 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 様式は、はがき世帯票（2人）形式を選択できること。 | ○ | ○ | ― |
| 0060282 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 様式は、はがき世帯票（4人）形式を選択できること。 | ○ | ○ | ― |
| 0060224 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 「投票所入場券」の文言は、15文字以内で任意の名称へ変更可能なこと。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060225 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 投票人の性別は記載しないこと。ただし、事務処理上、男女の別が判別できるよう、任意選択により記号の印字を可能とすること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |
| 0060226 | 5. 直接請求・国民投票 | 5.6. 投票所入場券作成 | 投票所入場券出力 | 名簿番号のバーコード、郵便番号のカスタマーバーコード出力ができること。投票所の案内図のイメージデータを取り込み、出力できること。案内図の取り込みを行わない場合には、任意記載欄として利用できること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 |